

## 4月1日から令和3年度の 経営所得安定対策等の申請手続きが始まります。

**受付期間 4月1日(木)～6月30日(水)**

経営所得安定対策等の交付金を受けるためには、「様式第1号A交付申請書」と「営農計画書」を最寄りの地域農業再生協議会（JA、市町）又は中国四国農政局香川県拠点へ提出する必要があります。また、米のみを作付・販売する農業者でも、ナラシ対策への加入を考えている方は、「様式第1号A交付申請書」の提出が必要です。

なお、「様式第1号A交付申請書」の裏面「様式第1号B」がナラシ対策の申込となっていますので、ナラシに加入される方は、忘れずに記載の上、提出をお願いします。

### 経営所得安定対策等とは

担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）と農業者の拠出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）を実施しています。

また、食料自給率・自給力の維持向上を図るため、飼料用米や麦などの戦略作物の本作化の推進や、地域の特色のある産地の創造を支援する等、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施しています。

### 国の交付金の内容・単価

**畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)** 対象者は、認定農業者、集落営農※、認定新規就農者

#### ① 数量払：生産量と品質に応じて交付

区分	平均交付単価
小麦	5,782円/60kg
はだか麦	9,619円/60kg
大豆	9,978円/60kg
そば	13,276円/45kg
なたね	8,020円/60kg

※平均交付単価は、香川県における令和2年産の単価です。

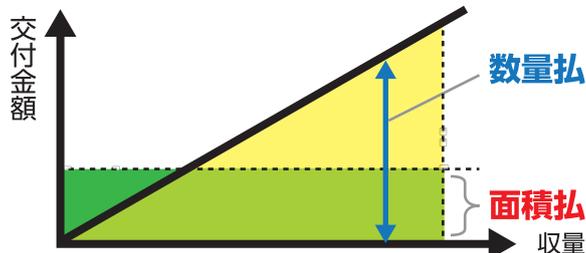
#### ② 面積払(営農継続支払)： 当年産の作付面積に基づき、数量払の内金として交付 20,000円/10a (「そば」:13,000円/10a)

※ 面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みです。

#### ※集落営農(ゲタ・ナラシ対策)

規約の作成、対象作物の共同販売経理のほか、市町が将来の農業経営の法人化や地域の農地利用集積について確実と認めることが必要。

#### 数量払と面積払との関係

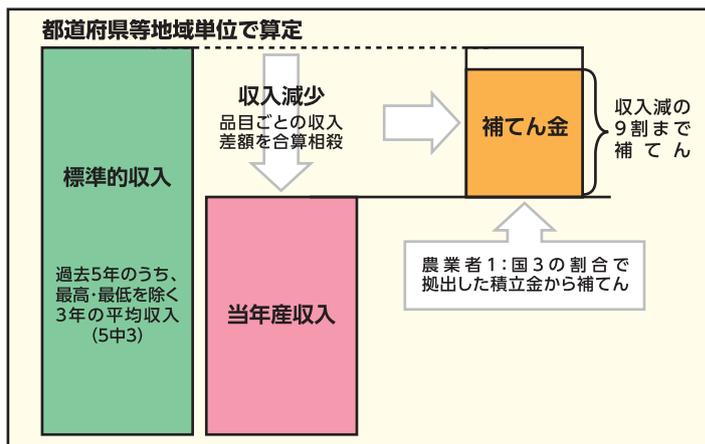


**米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)** 対象者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者

**★平成31年1月から始まった「収入保険制度」と重複しての加入はできません。**

米、麦、大豆等の当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

対策加入者と国が1対3の割合で拠出。  
※積立金は掛け捨てではありません。



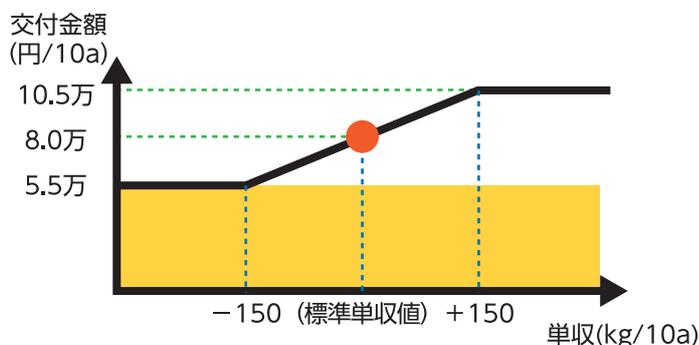
**水田活用の直接支払交付金** 対象者は、水田で飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の作物を生産する農業者

**戦略作物助成**

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物 <sup>※1</sup>	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ 55,000～ 105,000円/10a

- ※1 飼料用とうもろこしを含む。
- ※2 飼料用米の取組のうち、SGS（ソフトグレインサイレージ）については、交付単価が8万円/10aになります。

**飼料用米及び米粉用米の数量払の単価(傾き):約167円/kg**



- 注1 数量払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることを条件とします。
- 注2 標準単収値の各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めている単収（地域の合理的な単収）を適用します。なお、地域の合理的な単収は当年産の作柄(作柄表示地帯別)に応じて調整します。
- 注3 標準単収以上の収量が確実だった者には、自然災害等の場合でも特例措置として、標準単価(8万円/10a)で支援します。

**加工用米、新規需要米に取り組み始める農業者の皆様へ**

加工用米、新規需要米に取り組み始める方は、あらかじめ、需要者と販売契約を締結した上で、6月30日までに中国四国農政局香川県拠点へ取組計画申請書等を提出する必要があります。ただし、JA等の農業者団体の取組に参加される場合は、団体から申請されます。

**お問い合わせ先<経営所得安定対策関係>**

**中国四国農政局 香川県拠点 地方参事官室(経営所得安定対策担当)**

〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号  
高松サンポート合同庁舎南館5階  
電話:087-883-6503



**0120-38-3786**

受付時間 (平日)9:00~17:00

# 令和3年度の産地交付金

産地交付金は、水田を活用した作物の生産性向上などの取り組みを支援するもので、国から配分された交付金の範囲内で、県や地域農業再生協議会が助成内容を設定しています。

## <活用方法の基本的な考え方>

水田の有効利用や収益性の向上などを踏まえ、主な活用方法は県域で設定し、各地域の実情に応じ地域における主要品目等の生産に配慮して、資金枠の一部を地域へ配分します。

## <主な追加・変更内容>

- ◆ 新市場開拓用米（輸出用米等）の加算を追加しました。
- ◆ 麦の担い手集積加算の、「さぬきの夢2009」と「イチバンボシ」の品種加算を見直し、新たに品種及び生産性向上を図るための技術実施に対しての加算を追加しました。

※ 国からの配分は2回に分けて行われ、1回目の配分額は全体額の約9割が配分され、その額を元に交付単価を設定しています。活用方法によっては上限単価を設定しており、2回目の追加配分額が明らかになった時点で、交付単価について上限単価までの範囲内で調整を行います。



## 国の交付金の内容・単価

主な内容（前年度からの変更点は赤字） （※いずれも、販売目的で作付けすることが必要です。）		3年度の交付単価 （10a当たり）
多様な水稲の生産拡大	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が新規需要米(飼料用米、米粉用米、WCS用稲)に取り組んだ面積に加算 (※飼料用米、米粉用米は実需者と3年以上の複数年契約が必要です。)	<b>11,000円</b> 【上限14,000円】
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が飼料用米及び米粉用米の多収品種に取り組んだ面積に加算 (※飼料用米、米粉用米は実需者と3年以上の複数年契約が必要です。)	<b>17,000円</b>
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付けした「新市場開拓用米(輸出用米等)」の面積に対して助成 (※主食用米等とは別管理とし、実需者との契約が必要です。)	<b>20,000円</b> 【上限21,000円】
	加工用米の面積に対して加算 (※共同乾燥調製施設の利用など、生産性向上に取り組むことが必要です。)	<b>12,000円</b>

主 な 内 容 (前年度からの変更点は赤字) (※いずれも、販売目的で作付けすることが必要です。)		3年度の交付単価 (10a当たり)
麦・大豆の生産振興	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が「二毛作」で作付けした麦の面積に対して加算 (※上記担い手以外の麦の採種農家も対象とします。)	<b>15,000円</b>
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付けした麦の面積に対して加算	<b>3,600円</b> 【上限4,000円】
	上記の要件に 法人格を有する場合	<b>+1,800円</b> 【上限2,000円】
	「さめきの夢2009」を作付した場合 「イチバンボシ」を作付した場合	<b>+1,000円</b>
	「さめきの夢2009」、「イチバンボシ」作付で、品質・生産性向上メニューを実施した場合	<b>+1,500円</b>
担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付けした大豆の面積に対して加算	<b>10,500円</b> 【上限12,000円】	

地域に応じた取組の推進	地域の実情に応じた重点園芸品目(野菜)や地域特産物の生産拡大など、地域の主要品目の作付面積等に対して助成 ※ 詳細は、各地域協議会にご確認ください。	地域協議会毎に 設定
	そば、なたねの作付面積に対して助成 (※排水対策の実施が必要です。)	基幹作 <b>20,000円</b>
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が実施した「資源循環の耕畜連携」の取組面積に対して助成 (※飼料作物を生産する水田へ家畜由来のたい肥を散布することが必要です。)	<b>11,500円</b> 【上限13,500円】

その他、詳細な要件については、別途、ご確認ください。

**※上記の交付金は、「捨て作り」など管理等が不適切な場合は交付されません。**

香川県の主食用米は、近年、需要量の減少を超えて、大きく作付が減少しています。「生産の目標」の達成を目指して積極的な作付をお願いします(第92号、特別号、参照)。

また、主食用米に麦等を組み合わせ、二毛作による収益の向上と水田の有効活用を図りましょう!

**新たに加わりました!**

**「おいでまい」と「ヒノヒカリ」による主食用米の作付拡大に一定要件のもと助成する補助事業を行います**

☎ 5ページ

# 「おいでまい」と「ヒノヒカリ」で 主食用米生産拡大事業 に取り組みましょう！

今後の水田農業の方向として、「香川県水稻の生産振興方針」では、二毛作を基本とした米作付面積（県産米の生産量）の確保を重点事項の一つに取り組むこととしています（第87号 参照）。

そこで、令和2年産から県単独補助事業として、生産者の皆さまの米・麦の生産拡大を支援する「主食用米生産拡大事業」を創設し、令和3年産から新たに「ヒノヒカリ」も事業対象に加わりました。事業を活用して、積極的な水稻作付拡大をお願いします。

## 事業の概要

### 対象者

「おいでまい」または「ヒノヒカリ」を販売目的で生産する販売農家<sup>\*</sup>・集落営農組織  
※小規模・兼業農家を含む

### 対象となる事業内容

- ①「おいでまい」または「ヒノヒカリ」を前年産より10a以上拡大
  - ②主食用米合計面積も10a以上拡大
- ⇒①、②の両方の条件を満たせば、「おいでまい」または「ヒノヒカリ」の拡大面積分に助成

さらに…

①、②を満たしたうえで、「拡大後の主食用米合計面積の10%以上」または「前年産より作付拡大した面積」について、麦との二毛作を実施した場合、上乗せで助成

※水稻・麦類の農業共済または収入保険の加入が必要です。

## 助成額

品 種	作付拡大後の 主食用米合計面積	基 本	二毛作要件を満たす場合
おいでまい	1ha以上	2,000円以内/10a	3,000円以内/10a
	1ha未満		2,500円以内/10a
ヒノヒカリ	1ha以上	1,500円以内/10a	2,500円以内/10a
	1ha未満		2,000円以内/10a

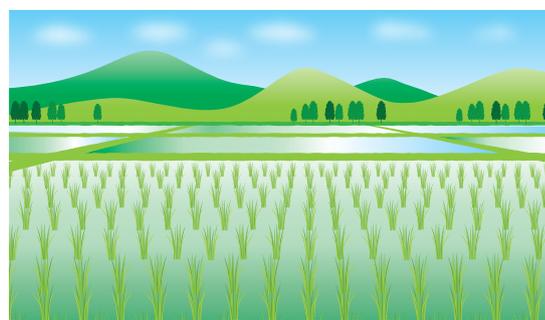
## 申請先

香川県農業協同組合

## 問い合わせ先

香川県農業生産流通課（087-832-3418）

香川県農業協同組合（087-818-4109）



特報

# 「おいでまい」

たべまい!  
つくりまい!  
おいでまい!

## 2年連続「特A」!!

令和2年産「おいでまい」が、(一財)日本穀物検定協会が公表する米の食味ランキングで、令和元年産に続き**2年連続**で5回目の「特A」評価を獲得しました。



「おいでまい」シンボルマーク

## これから始める水稲栽培 vol.4

水稲栽培の初心者の皆様へ、「備えあれば憂いなし」のことわざのとおり、計画は早めにしっかりと立てましょう



1年のキャリアを生かせるよう、自分の田んぼにあった作業のポイントを日誌にまとめています。

つとむさん(56歳)

4回目は、基礎編(広さの単位)です。

※米づくりを始めて、一番最初に戸惑うのが田んぼの広さの単位です。父ちゃんや母ちゃんが尺貫法を使っていましたが、メートル法に慣れた身では、慣れるまで時間がかかります(笑)。

単位	水田の広さ(m <sup>2</sup> )	倍率	使い方
1 畝(せ)	99.17	—	1 aと同一に使われる
1 反(たん)	991.74	1 畝の10倍	10aと同一に使われる
1 町(ちょう)	9,917.4	1 反の10倍	1 haと同一に使われる
1 a(アール)	100	—	1 畝と同一に使われる
10 a(アール)	1,000	1 aの10倍	1 反と同一に使われる
1 ha(ヘクタール)	10,000	10 aの10倍	1 町と同一に使われる

### 田んぼの広さは、尺貫法による面積の単位でよく使われます。

- ① メートル法と尺貫法の単位で面積に僅かの差はありますが、上記の表の「使い方」にあるとおり、慣習として同じ広さの単位として使われています(少々の差は気にしないのが農業のいいところ!)
- ② 読み方で難しいのは「畝」のカウントで、1 畝(ひとせ)、2 畝(ふたせ)、3 畝(さんせ)、4 畝(よせ)、5 畝(ごせ)、6 畝(ろくせ)、7 畝(ななせ)、8 畝(はっせ)、9 畝(このせ)と言います。「反」/「町」は、普通にいったん/いっちょう、にたん/にちょう、さんたん/さんちょう……と言います。

※ 尺貫法で田んぼの面積を言えば、近所の農家からの評価が上がるかも…!

【ちなみによく使われる「東京ドーム一個分」って、約4.7ha(4.7町)になりますよ!】

注) 計量法では、非法定計量単位(尺貫法含む)を取引又は証明に使用することは禁止されています。

### 内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 総合対策部 総合対策課…………… TEL : 087-825-2503  
 香川県農業協同組合 営農部 農産販売課…………… TEL : 087-818-4109  
 香川県 農政水産部 農業生産流通課…………… TEL : 087-832-3418  
 香川県農業再生協議会ホームページ…………… <https://www.saiseikyo-kagawa.jp/>